

## 第10回

# 地方公務員共済組合資金運用検討委員会

平成27年9月8日（火）

地方公務員共済組合連合会

午後1時29分 開会

○津田企画管理課長 それでは、定刻より少し前ではございますけれども、ただいまから第10回地方公務員共済組合資金運用検討委員会を開会いたします。

最初に、地共連の役職員に人事異動がございましたので、ご紹介いたします。8月11日付で着任いたしました理事の満田でございます。

○満田理事 満田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○津田企画管理課長 続きまして、7月31日付で着任いたしました事務局長の寺田でございます。

○寺田局長 寺田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○津田企画管理課長 寺田は本委員会のオブザーバーとして参画させていただきます。

では本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず次第、その次に資料1として、「仕分けイメージ」という図がございます。それから資料2、「積立比率4.89の場合」、それから資料3、「積立比率5.1の場合」でございます。その後に資料4といたしまして、「年度末積立金の推移」という資料でございます。

それから一番下に1枚、紙がついているかと存じます。これは後ほどご説明いたします。

資料は以上でございますが、落丁、乱丁等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、第4回から第6回の検討委員会の議事録の確認をお願いしたいと思います。委員の皆様には議事録（案）をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。検討委員会議事録作成及び公表要領では、「議事録は、委員会の確認を得て作成するものとする。」とされておりますので、本日ご出席の委員各位のご了承の上確定となります。

なお、委員の先生方とメールでやりとりをさせていただき、発言された委員のご確認の上、趣旨を損なわない範囲で、訂正・加筆を行っております。本議事録につきましてはこちらの内容でよろしいかお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

（委員からの了承）

○津田企画管理課長 ありがとうございます。それでは、第4回から第6回の検討委員会の議事録はこちらで確定したいと存じます。

本議事録は検討委員会の開催日から7年後に公表することとしておりますので、ご了承願います。

では、議事に入らせていただきます。以降の議事進行は若杉座長にお願いしたいと存じます。

では、座長、お願いいたします。

○若杉座長 皆さん、こんにちは。また台風が近づいてお天気が悪いですが、ご出席、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、進行についてはご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員会の議事は、「実施機関積立金の当初額等について」となっております。

内容について、津田企画管理課長より説明をお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いします。

○津田企画管理課長 それではよろしくお願いいたします。

積立金の当初額等についてということで、資料1から資料4までを使ってご説明したいと存じます。

まず資料1、縦書きのものでございますけれども、積立金の仕分けイメージでございます。こちら、法令の規定を図示したものでございまして、一番上の○各実施機関の積立金というところでございますが、27年度の各実施機関の給付費と厚生年金事業費を政府積立比率で乗じたものが各実施機関の積立金でございます。その下の真ん中でございますけれども、地共済の実施機関積立金ということで、上と同様の27年度の事業費に政府積立比率を乗ずるということで、積立額を算出いたします。

それから一番下でございますけれども、これは地共済内の各組合及び連合会ごとの実施機関積立金でございますけれども、先ほど中段で申し上げました地共済の実施機関積立金に、平成26年度末のシェアで按分をするというものでございます。法令上、このように積立金の仕分けというものについて規定されているところでございます。

この考え方に従いまして、資料2と3につきましてご説明を申し上げます。

資料2でございますけれども、まず頭のタイトルに、政府積立比率4.89年の場合と書いてございます。こちら、先ほどご説明いたしました政府積立比率、27年度の政府の厚生年金給付費用分の26年度末の積立金ということでございますけれども、この政府積立比率の数字は28年度秋に確定するものでございます。この4.89年と申しますのは、平成27年度の予算で給付費用を予算ベースで置いたものでございまして、概算値ということで今回試算をさせていただいております。

この4.89年という政府積立比率で地共済の1・2階の積立金の合計額を算出いたしますと、一番上の丸の2つ目のイコールのところでございますけれども、20兆9,268億円ということで、こちらが地共済の1・2階の積立金ということでございます。

こちらの積立金をその下の厚年経過措置政令（案）の規定に沿って、組合ごとに按分をしたものがその下の表でございます。真ん中のイコールの後に、分母が42兆5,374億円、これは平成26年度末の地共済全体の積立金でございますけれども、これのうちの、例えば地方職員共済組合であれば4,560億円。42兆5,374億円分の4,560億円。これで20兆9,268億円を乗じますと、2,243億円、これが1・2階の積立金ということでございます。同様に、団体共済部が865億円、公立学校共済組合 2兆6,883億円、以下続いております。こちらを合計いたしますと、20兆9,268億円ということで、こちらが積立金比率4.89の場合の地共済の各組合の積立金額ということでございます。

裏面に行っていただきまして、今申し上げたのは1・2階の積立金でございましたけれども、参考といたしまして、旧3階の積立金についても試算をしております。その算定の方法でございますけれども、一番上の四角のところ、27年9月末の組合及び連合会ごとの積立金から、1・2階の積立金、先ほどお話ししました共済組合及び連合会ごとの積立金を引いたものでございます。左の四角でございますけれども、9月末の積み立てについて、さらに分解しておりますけれども、推計値ということでございますが、左の四角の3月末の積み立てから、右の四角でございますけれども、27年度の上期の支出を引いたもの、この点線の枠外のもの、こちらがすなわち上の9月末の積み立てということでございます。

これに基づきまして、下に計算しておりますけれども、3月末の積み立て、例えば地方職員共済組合でありますと、4,560億円で、これから27年上期の支出、767億円を引きますと、平成27年9月の積立金、3,792億円という数字が出てまいります。こちらに、下から2つ目の細かい四角でございますけれども、こちらが先ほどの前ページの一番下にございました1・2階の積立金額でございますけれども、2,243億円を引きますと、1,549億円。こちらが旧3階の積立金額ということでございます。

同様に計算いたしまして、団体共済部、867億円、公立学校共済組合、2兆6,245億円等々となっております、旧3階の地共済全体の積立金の合計は、一番右下でございますけれども、21兆373億円ということでございます。

こちらが政府積立比率4.89年の場合でございます。

続きまして、資料3でございますけれども、まずタイトルのところでございますが、政府積立比率5.1年の場合と書いてございます。こちらは先ほど政府積立比率の算出のところで、4.89年という数字を出しておりましたが、こちらは分母の平成27年の厚年事業費が予算ベースの数字でございました。この5.1年につきましては、決算見込みの数字を置いております。国

の通例でございますと、予算よりも決算のほうのはるかに少なくなるということで、分母が小さくなりますので、積立比率は大きくなるということでございまして、5.1年という数字を置いております。

地共済の全体の事業費に積立比率5.1年分を乗じますと、21兆8,255億円ということで、先ほどの資料2と照らし合わせていただきますと、約9,000億円プラスということでございます。先ほどと同様に下のほうは、各組合及び連合会ごとの額を出しているところでございますけれども、実施機関積立金の合計は21兆8,255億円ということで、1・2階につきましては積立比率が5.1年になりますと、約9,000億円プラスになるということでございます。

資料3の2枚目に行っていただきまして、では、積立金比率5.1の場合の旧3階の積立金はどうになるのかということでございますけれども、地共済の全体の積立金の中から1・2階を減じたものが旧3階ということでございますので、1・2階が増えた分、旧3階は少なくなるということでございます。2枚目の一番右下のところでございますけれども、旧3階の積立金合計は20兆1,386億円ということで書いてございますが、こちらは先ほどの1・2階と反対に、積立比率が4.89の場合に比べまして約9,000億円のマイナスということでございます。個々の組合を見ていただきますと、地方職員共済組合ですとか、都職員共済組合はマイナス100億円ということで、比率としては少し大きいものになっているところでございます。

こちらが政府積立比率に基づきました試算でございまして、次に資料4でございまして、こういって試算の状況でございますが、この後の100年の推移というものを資料4で示しているところでございます。こちらは以前から何度か出させていただいているものでございますが、よろしくお願いいたします。

1ページ目でございますけれども、推計の前提といたしまして、1の(1)でございまして、こちらには政府積立比率が、先ほど4.89年とか5.1年と申しましたが、これを5.0年分と置いてございます。4.89年と5.1年の中間ぐらいの数字でございまして、5.0年と置いて、各組合等の推移を算出しているところでございます。

3ページに行ってくださいまして、積立比率5.0年で試算した数字でございまして、地共済全体では、厚生年金1・2階のシェアが51%、それから旧3階のシェアが49%ということでございます。これは組み合わせによっては若干のばらつきがございまして。

それでは資料の7ページでございまして、これは積立比率5.0年分で試算した場合の1・2階の試算でございまして、100年の推移でございまして、ケースE、経済再生ケースの場合でございまして、見ていただきますと地方職員共済組合が5年弱で枯渇されるというこ

とが分かるかと存じます。

それから1枚めくっていただきまして、ページ9でございますが、こちらはケースGの参考ケースでございます。こちらでも地方職員共済組合につきましては同様でございますが、あと都職員共済組合も大分厳しいところまで一旦落ちられるという推移の試算になっております。

次に、旧3階の推移でございますけれども、13ページでございますが、こちらは経済再生ケースEの場合でございますけれども、今後5年から15年の間に、地方職員共済組合、都職員共済組合、それから公立学校共済組合がそれぞれ枯渇するという推移の試算になってございます。

15ページは、ケースGの参考ケースの場合でございますけれども、こちらでも同様でございますが、地方職員共済組合、都職員共済組合、公立学校共済組合が早い段階で枯渇をされるという試算になってございます。

資料につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○若杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につき、ご質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 この試算にはKKRが含まれていないようですが、これはどうなっているのでしょうか。旧3階部分については最終的にKKRの不足分を、地共済で面倒を見ることになるわけですから、それを含んでどれぐらいになっているかという数字を示していただけないかと思います。

それと、これは3月末の試算をベースに計算しているのですね。だけど、3月末と比べて、株価は今かなり下がっています。5%から10%ぐらい下がっています。このままいくと、最初の試算のケースで、GPIFの積立比率は多分4.9年よりも0.2年ぐらい下がり、4.7年ぐらいになるのではないかと。そうすると9月末時点で、現在のまま推移したとしてですが、厚年の積立比率は4.7年で、GPIFはこれを拠出することになるわけですが、地共済は4.9年分を拠出することになるのでしょうか。これをまず、確認したい。

多分そうなるという答えだと思いますが、そうすると何か不公平な感じが拭えません。なぜ地共済だけ余分に拠出しないといけないのか。そのしわ寄せがどこかへ来るのですが、それは旧3階部分に来るわけですね。旧3階部分はここで計算されているよりも何千億円かは小さく、あるいは1兆円以上小さくなるという、こういうことになろうかと思いますが、このあたり、どのようにお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○若杉座長 大森部長、お答えいただけますか。

○大森資金運用部長 まずKKRでございますけれども、こちらについてはまだ具体の固まった数字というのをいただけておりません。というのは若干経緯がございます、資料2の4.89年に概算値と書いております。これは正式には、もうあと一月ございませぬけれども、今月中旬ないしは二十日前後に、厚労省からこの政府積立比率、小数点以下14桁というような正式な値をいただくというようなことで、それで正式な数字を固めるというような状況でありますけれども、この4.89年、概算値ということで我々地共済内部での計算にとどまっている。ただ、KKRにつきましては、積み立ての度合いが我々よりも従来から低いという状況にございまして、この旧3階の部分というのは極めて少ないと従来から言われております。恐らく5年ないし3年分というようなところでしか残らないのではないかと考えております。

したがって、この資料2の2ページ目で申し上げますと、この21兆円というところの数字に、KKRの数字が若干乗るという程度で、余り大勢に影響はないかなと思っておりますので、ここでは地共済の数字だけをお示しをいたしております。この数字がきちんと固まりましたら、またご案内をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の検討に対して大きな影響を与える数字ではないというような形でご覧いただければと思います。

それからもう1点ですね。足元の積立金の状況ないしそれを考慮した影響というようなことかと思います。ご案内のとおり、8月中旬以降、相場が非常に不安定になってございます。地共済全体についての集計、まだできておりませんが、私ども地共連のベンチマーク収益率等をもとに、推計値といたしますと3月末の、こちらに提示しております数字から、4,000億円ほど、約2%、この積立金の総額が減少しているというような状況にあるかと推測をいたしております。我々としては半分ということでございますので、そのあたりで推測を働かせるというようなことかと思いますけれども、そもそもこの政府積立比率、3月末の積立金のあちらの残高をもとにするということにつきましては、24年のこちらの資料1に書いてございます一元化法の附則で、平成24年に定められて、これに基づいて、我々この3年間準備を進めてきたということでございます。このルールにつきましては、この残高といいますのはやはり決算段階の数字を置かなければならないということになりますと、必然的に3月末というようなことで定められておるのかなと、私どもとしては考えておるところではございますけれども、このようなルールに則って、我々実施機関としては適切に運用し、この9月末に1・2階と旧3階の2つに金額を割っていくというようなことの実務の実行を定められておるというような立場と捉えております。

お答えとしては以上でございます。

○若杉座長 浅野委員、いかがですか。

○浅野委員 残念ながら、この4.9年という数字について、その不公平さというか、それについてお答えがあまりなかったように思います。それをどう考えられるか。何か少し理解しがたいことが起こっているなという感じがいたします。

○若杉座長 大森部長、追加することはありませんか。

○大森資金運用部長 繰り返して恐縮ですが、3年前の法律でこのように定められて、これを実施する機関という立場でございますので、私どもとしてはその法律のこの規定に従ってやるのみということでご理解を賜ればと思います。

○若杉座長 一元化そのものが、財政状態の異なる基金が、お互いに助け合うという目的で行われるわけです。そういう意味では政治的な色彩が強いのですが、既に決まってしまったことでどうにもならないことがあるわけです。

○浅野委員 こういうことは十分予見されたわけで、それが3月末の評価で、9月に移管するという、そういう制度を考えられた方はどなたか。ちょっと考えが足りなかったのではないかなという感じは否めません。感想ですけど。

○若杉座長 感想として承っておきたいと思います。

固まった数字に基づいていませんので、議論はしばらくと思いますが、ご意見はございませんか。

もし特になければこの議題についてはここまでということにします。

どうもありがとうございました。

それでは、実施機関積立金の当初額等につきましては以上で終了いたします。

これをもちまして、本日予定をしておりました議事は全て終了しました。

事務局から連絡があれば、お願いいたします。

○津田企画管理課長 次回の日程調整及び今回の議事録の確認につきましては、また後ほどメールでご連絡差し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○若杉座長 では、以上をもちまして、第10回地方公務員共済組合資金運用検討委員会を終了いたします。

午後4時15分 閉会